

## 地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。また、令和元年10月1日より、8%から10%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和8年度当初予算における消費税の税率改正に伴う増収分を250,910千円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会 福祉	重層的支援体制整備事業	11,200	8,400			2,800	250,910
	障害者地域生活支援事業	38,760	17,707			21,053	
	障害福祉サービス等給付事業	566,476	419,414			147,062	
	児童扶養手当支給事業	82,552	27,485			55,067	
	児童手当支給事業	325,331	289,984			35,347	
	生活保護費	306,754	236,314		1	70,439	
	小計	1,331,073	999,304		1	331,768	
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定）	129,342	97,316			32,026	250,910
	介護保険特別会計繰出金	384,052	23,118			360,934	
	小計	513,394	120,434			392,960	
保健 衛生	がん検診事業	12,525				12,525	250,910
	病院事業費	390,000				390,000	
	小計	402,525				402,525	
合計		2,246,992	1,119,738		1	1,127,253	250,910